

全員協議会会議録

- 1 日 時 令和4年11月24日（木）
13時30分開会 15時31分閉会
- 2 場 所 議 場
- 3 出席議員 深沼達生、川上 均（欠席）、山下清美（欠席）、中河つる子、鈴木孝寿、
佐藤幸一、西山輝和、口田邦男、中島里司、奥秋康子（欠席）、加来良明、
高橋政悦
議長： 桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長兼総務係長：川口二郎
- 5 説明員
(1) 町長からの申し出事項について
 - ・第8回臨時会について
 - ・第9回定例会について副町長：山本司、総務課長：神谷昌彦
 - ・新体育館建設事業計画について教育長：山下勇、社会教育課長：安ヶ平宗重、社会教育課長補佐：奥田啓司
- 6 議 件
(1) 町長からの申し出事項について
 - ・第8回臨時会について
 - ・第9回定例会について
 - ・新体育館建設事業計画について(2) 議会運営委員会からの報告事項について
 - ・12月定例会議案の審議方法について
 - ・審議日程の見通しについて
 - ・令和4年人事院勧告に基づく期末手当の取扱いについて
 - ・清水町議会の個人情報保護に関する条例（案）について
 - ・議会モニター会議の開催結果について(3) 職員給与等調査特別委員会の委員会調査報告について
- (4) その他
 - ・今後の日程について
- 7 会 議 録 別紙のとおり

桜井議長：11月30日の臨時議会、12月定例会にあたり執行側から事前の説明を受けたいと思う。議会運営委員会からの報告を含めて全員協議会で皆さんの意見を頂きながら今後の日程を詰めてまいりたいと思うので、よろしくご審議いただくようお願いする。本日の全員協議会に川上議員、奥秋議員、山下議員から欠席の報告を受けているので報告する。

(1) 町長からの申し出事項について

- ・第8回臨時会について
- ・第9回定例会について

桜井議長：副町長の方からご挨拶を頂き、その後執行側の説明をお願いする。第8回臨時議会、第9回定例会について説明を受けながら質疑を受けたいと思う。

副町長：本日、町長がまちづくり懇談会で外勤をしている。欠席をさせていただいているので私から挨拶をさせていただく。本日は議員の皆さんお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。議長からお話があったとおり11月30日に臨時会を予定させていただいている。また、12月定例会の議案を合わせて概要をご説明申し上げる。更に、本日新体育館の建設事業計画についても後ほどご説明申し上げます。どうぞよろしくお願いする。

桜井議長：それでは第8回臨時議会について説明をいただく。

副町長：最初に第8回清水町議会臨時会の議案の内容について説明させていただく。議案の第93号から第96号まではいずれも条例の一部改正である。概要を申し上げる。議案第93号、清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例、議案第94号、常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第95号、清水町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、この3件については、令和4年度人事院勧告に基づき国家公務員における俸給表、いわゆる給料表の改正及び期末勤勉手当、ボーナスの0.1か月分引き上げに準じた措置として改正するものである。基本給の引き上げは、4月1日に遡って改正するとともに、12月の期末勤勉手当として0.1か月分追加となる。これにより年間の支給月数は4.4か月分となる。続いて議案第96号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告ではボーナスを0.1か月引き上げる内容となっており、引き上げ分は勤勉手当に配分をするという内容になっている。2号会計年度任用職員には勤勉手当という区分がないため、本来であれば引き上げはないけれども、現状、物価高騰による影響や待遇改善を目的に、令和4年度に限り12月支給の期末手当に0.1か月分を上乗せして支給する改正を行うものである。2号職員の年間の支給月数は2.5か月になる。以上が条例の一部改正である。続いて補正予算である。議案第97号から第102号までが補正予算の内容である。一般会計について説明する。総額に3万3千円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を95億829万7千円とするものである。7ページをお開き願う。歳入である。15款2項3目、衛生費国庫補助金は、歳出で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の人件費の追加に伴い交付されることから、財源として3万3千円の追加である。8ページへまいる。歳出の説明である。26ページまで一部を除き、人件費の補正となっている。最初に27ページの給与費明細書で一括説明をさせていただく。1、特別職分である。27ページ下の比較欄をご覧いただきたい。

長等の行は、特別職3名分の期末手当で21万円の追加。共済費で2万8千円の追加となる。次の行は議員の分である。13名分の期末手当25万5千円の追加となる。その下はその他の特別職の分である。職員数で5名の増となっている。この5名については消防団員の新規加入に伴って5名分の追加である。年額報酬及び出勤報酬合わせて179万9千円の追加となる。28ページにまいる。2、一般職分で(1)総括表をご覧ください。比較欄である。職員数は2名減となっている。保育士及び保健師各1名の中途退職による減となっている。報酬4万3千円の減は、剣の郷創造館会計年度任用職員時間外手当確定による減額である。給料は、人事院勧告に準じて初任給及び20代30代の若年層の職員の月額を、4月1日に遡って引き上げるもので補正額としては増加するが、退職者2名分の給料を減額していることから、総額では221万1千円の減額となる。職員手当は、職員の勤勉手当を0.1か月分引き上げるとともに、2号会計年度任用職員の期末手当も0.1か月分引き上げることなどにより608万9千円の追加となる。共済費は、標準報酬月額の変更などにより764万6千円の減額となる。11ページにお戻り願う。人件費以外の内容についてご説明する。3款1項1目老人福祉費、27節、繰出金44万円の減額は、介護保険特別会計補正予算に伴うものである。13ページへまいる。2項5目、学童クラブ運営費、8節、旅費11万2千円の追加は、1号会計年度職員の通勤費用の増加見込みによるものである。14ページへまいる。4款1項1目、保健衛生総務費、27節、繰出金16万9千円の追加は、特別会計補正予算、それぞれの補正に伴うものである。続いて、26ページへまいる。13款2項1目、基金費、24節、積立金172万7千円の追加は、今回の補正予算の調整額として財政調整基金へ積立をするものである。以上が一般会計補正予算の内容である。なお、特別会計についても、給与改定に伴う人件費の補正のみとなる。以上が臨時会の議件となる。

桜井議長：只今、臨時議会についての説明があったが、特に質疑があれば受けたいがないか。

(「なし」との声あり)

桜井議長：質疑なしとする。次に第9回定例会、12月6日開会の定例会について執行側から提案理由の説明をお願いします。

山本副町長：12月定例会の予定議案について説明する。議案第103号から第112号までは、いずれも条例の一部改正である。概要を申し上げる。議案第103号、清水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、改正地方公務員法により、地方公務員の定年年齢の引上げ等が改正され、任期付職員の採用等に関する条例における、引用条項ずれの解消のため改正である。議案第104号、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、60歳以降の職員は役職定年制の導入により、管理職は非管理職に降任することになる。これは本人の意思に反して給料が下がることになるため、条例において規定を整備するものである。ここで若干定年退職制度について説明させていただく。令和5年度から現在60歳定年であるが、65歳に2か年度に1歳ずつ段階的に引き上げられる制度になる。なお、60歳になった時点で役職定年制というものが、管理職にいた方については非管理職に降任をするといったことになる。非管理職にいた方はそのまま非管理職ということになるが、そういったことで階級を降りられる方がいる。なお、給料については月額7割という給与の体系にされる。簡単であるけれども定年制が変わるということをご理解をいただきたいと思う。続いて関連するけれども議案第105号、職員の定年に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行され、定年年齢などの改正が行われることから改正するものである。議案第106号、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

は、改正地方公務員法により、地方公務員の定年年齢の引上げ等が改正され、減給の効果について、60歳以降の降任が制度化されるため、減額の基準日を明確にする必要があることから改正するものである。議案第107号、清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、改正地方公務員法により、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるため改正を行うものである。先程60歳で役職を降りる、またはそのままの役職でフルタイムで働く場合と短時間勤務で働く場合の選択肢がうまれる。そういったことに関しての改正を行うものである。続いて議案第108号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、これも改正地方公務員法により、地方公務員の定年年齢引上げ等が改正され、定年年齢が延長された職員に対する規定について改正するものである。議案第109号、公益的法人等への清水町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についても、改正地方公務員法により、公益的法人等への清水町職員の派遣等に関する条例における引用条文の改正等である。議案第110号、清水町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行され、定年年齢などの改正が行われることから改正するものである。議案第111号、清水町営公衆浴場条例の一部を改正する条例については、公衆浴場入浴料の統制額、いわゆる上限額について、北海道が30円の値上げを改正し、今年10月1日から施行された。本町においては使用料等審議会への諮問答申を踏まえ、統制額に合わせた入浴料金として12歳以上30円値上げし、1回480円の入浴料として、令和5年4月1日からの改定を行う提案である。議案第112号、清水町職員の再任用に関する条例を廃止する条例については、地方公務員法の一部改正により、現行の再任用制度は役職定年制又は定年前再任用短時間勤務職に移行されることからこの廃止をするものである。以上が条例の改正になる。続いて補正予算の説明になる。補正予算については主なものは燃料、資材等、物価高騰に伴う町の歳出経費の追加が主なものである。議案としては113号から117号が補正予算になる。一般会計については第9号になる。総額に9,479万9千円を追加し、それぞれの総額を96億309万6千円とするものである。8ページをお開き願う。歳入である。14款2項3目、衛生手数料95万3千円の追加は、し尿収集量の増加に伴うものである。15款1項1目、民生費国庫負担金141万円の追加は、福祉・介護職員等ベースアップ支援加算制度の創設等による追加である。2目、衛生費国庫負担金の65万9千円の減額は国庫負担金の額の確定見込みによるものである。16款1項1目、民生費道負担金70万5千円の追加は、福祉・介護職員等ベースアップ支援加算制度創設等によるものである。2目、衛生費道負担金59万円の追加は道負担金の額の確定見込みによる補正である。9ページへまいる。16款2項4目、農林業費道補助金、1番、環境保全型農業直接支援対策事業補助金419万8千円の追加は、補助対象面積の増によるものである。28番、産地生産基盤パワーアップ事業補助金2,550万円の追加は、羽帯コントラクターが事業主体の大型コンバインの導入事業が国の補助採択となったことによるものである。18款、寄付金10万円の追加は、福祉目的の寄付1件によるものである。19款1項1目、財政調整基金繰入金6,318万円の追加は、今回の補正予算の財源としての補正である。3目、公共施設建設等基金120万円の減額、及び7目、いきいきふるさとづくり基金繰入金20万円の減額は、それぞれ基金充当事業費の確定による補正である。10ページへまいる。21款4項、雑入10番、社会教育事業参加料6万7千円の減額は、社会教育事業中止及び事業完了による補正である。27節、自動車事故共済金28万9千円の追加は、9月28日発生の町営育成牧場ダンプ車両による交通事故の相手車両修繕等の損害賠償金である。なお、人身分治療費等はまだ未確定のため、確定次第、今回の補正金額と合わせて損害賠償額の決定及び和解についての議案を提案させていただく。11ページにまいる。歳出の補正である。1款、議会費、13節10番、複写機等借上料64千円の追加は、コピー印刷枚数の増に伴う補正。30番、議会だより等編集用ソフト使用料6千円の追加は、使用料金値上がりによる補正である。2款1項1目、一般管理費、12節40番、職員総合健診等委託料19万4千円の追加は、会計年度

任用職員が10月から市町村職員共済短期組合員へ移行されたことにより、各費目から総務費へ一括計上することとなったことによる補正である。6目18節30番、地方バス路線維持費補助金16万4千円の追加は、補助金の確定見込みによる補正である。24節10番、いきいきふるさとづくり基金積立金70万円の追加は、基金充当事業費の確定により残額を積み立てるものである。12ページへまいる。4項4目、町議会議員選挙費、10節30番、印刷製本費選挙公報等14万4千円の追加は、印刷単価値上がりによる補正である。12節30番、投開票機器点検整備委託料4万7千円の追加は、点検整備費用の値上がりによる補正である。3款1項2目、社会福祉施設費、10節50番、施設修繕料福祉館分14万9千円の追加は、消防用設備等点検における指摘事項の修繕を行うための補正である。3目、老人福祉費、24節10番、老人福祉基金積立金10万円の追加は、寄付1件による補正である。4目、障害福祉費、19節10番、自立支援給付費282万円の追加は、障害福祉サービス利用者の増加及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算制度創設に伴う給付費の追加によるものである。13ページへまいる。6目、老人福祉センター運営費、10節、需用費76万3千円の追加は、施設用燃料費及び電気料の値上がりによるものである。7目、保健福祉センター費、10節、需用費313万5千円の追加も施設用燃料費及び電気料の値上がりによるものである。14節18番、工事請負費20万8千円の減額は、エアコン設置工事の完了による不用額の補正である。8目、世代間交流センター運営費 10節、需用費53万6千円の追加は、施設用燃料及び電気料の値上がりによるものである。14ページへまいる。2項2目、保育施設運営費、10節需用費130万円の追加は、施設用燃料費及び電気料の値上がりによるものである。12節40番、職員健康診断等委託料、9千円の減額は総務費へ一括計上したことによる減額である。5目、学童クラブ運営費、10節需用費21万7千円の追加は、施設用燃料費及び電気料の値上がりによるものである。4款1項1目、保健衛生総務費316万5千円の減額は、特別会計補正予算に伴うものである。15ページ中段にまいる。3目、環境衛生費、10節需用費14万7千円の追加は、施設用燃料の値上がりによるものである。5目、公衆浴場管理費、10節需用費269万8千円の追加は、施設用燃料費及び電気料の値上がりによるものである。16ページへまいる。2項1目、清掃費、12節52番、し尿収集運搬業務委託料52万3千円の追加は、し尿収集量の増加による補正である。2目、清掃センター費、10節需用費49万5千円の追加は、施設用燃料費及び電気料の値上がりによるものである。5款1項1目、労働諸費、7節12番、産業安全大会事業報償5万円の減額、及び12節、委託料1万3千円の減額は、コロナ禍の影響により安全大会を中止したことによる補正である。17ページへまいる。6款1項3目、農業振興費、12節40番担い手コーディネーター健康診断委託料1万5千円の減額、及び41番、職員健康診断委託料8千円の減額は、いずれも総務費へ一括計上したことによる減額である。18節35番、環境保全型農業直接支援対策事業交付金559万8千円の追加は、家畜堆肥の活用など環境保全型農業者の取り組み面積が増加したことによる補助金の追加である。39番、産地生産基盤パワーアップ事業補助金2,550万円の追加は、羽帯コントラクターの事業主体の大型コンバイン1台の導入事業が補助採択となったことによる増額である。5目、牧場費、10節需用費588万9千円の追加は、牧場用飼料の値上がりによる補正である。12節40番、職員健康診断委託料9千円の減額は、総務費へ一括計上したことによる減額である。21節12番、牧場作業車両事故賠償金28万9千円の追加は、町営育成牧場ダンプ車両による交通事故の相手車両修繕等の損害賠償金である。6目、土地改良事業費、14節10番、明渠排水路維持管理等工事33万円の追加は、工事か所の増による補正である。7目、農業用水管理費、10節、需用費75万4千円の追加は、施設・管路の修繕か所の増加及び施設電気料の値上がりによる補正である。7款1項1目、商工振興費、18節36番、地域活性化商品券事業補助金1,959万5千円の追加は、地域活性化商品券発行組数の増加に伴う追加である。なお、10月発行分は9月議会の補正で17,000組としていたが、申し込みが予定数を上回り、実質的には18,500組となったため追加を行うものである。また、2月発行分についても、7,000組としているが、物価高騰の影響等により購入希望者の

増加が見込まれることから、13,000組と見込み補助金を追加するものである。41番、小規模事業者持続的発展支援事業給付金192万6千円の追加、及び42番、中小企業等事業再構築促進事業給付金83万3千円の追加は、給付事業者の増加見込みによる補正である。19ページへまいる。3目観光施設費、14節、工事請負費113番円山展望台施設改修工事13万2千円の減額は、トイレ改修工事の完了による不用額の補正である。8款1項1目、土木総務費、12節51番、町有施設変圧器PCB含有調査委託料5万5千円の減額は、委託調査完了による補正である。4項1目、都市計画総務費、10節40番、電気料（公設灯、地下道分）260万円の追加は、電気料の値上がりによる補正である。20ページへまいる。5項1目、住宅管理費、10節、需用費445万円の追加は、町営住宅・貸付住宅の修繕か所等の増加に伴う補正である。10款2項1目、小学校管理費、10節、需用費492万8千円の追加は、燃料費及び電気料の値上がりによる補正である。さらに施設修繕料及び水道料については、漏水に伴う調査修繕等の経費の追加である。21ページへまいる。3項1目、中学校管理費、10節、需用費276万7千円の追加とその下、4項1目、幼稚園管理費、10節、需用費58万8千円の追加は、施設用燃料費及び電気料の値上がりによるものである。5項1目、社会教育総務費、7節、報償費4万4千円の減額は、子ども会活動奨励費確定による補正である。10節21番、家庭用教育事業用食糧費5万6千円の減額は、コロナ禍により生活リズム学校事業を中止したことによる補正である。22ページへまいる。3目、文化会館費、10節、需用費120万2千円の追加は、施設用燃料費の値上がりによるものである。14節、工事請負費6万6千円の減額は、文化センタートイレブース及びエアコン設置工事の完了による補正である。4目、図書館・郷土史料館費、10節、需用費98万3千円の追加は、施設用燃料費及び電気料の値上がりによるものである。12節40番、職員健康診断委託料1万7千円の減額は、総務費へ一括計上したことによる減額である。14節、工事請負費49万3千円の減額は、図書館トイレ改修工事及び郷土史料館展示改修工事の完了による不用額の補正である。23ページへまいる。5目、中央公民館費、8節、旅費2万6千円の減額、及び10節、需用費2万8千円の減額は、公民館事業の一部事業完了による不用額の補正である。6目、御影公民館費から8目、農村環境改善センター管理費の10節、需用費の追加は、いずれも施設用燃料費の値上がりによるものである。6項1目、保健体育総務費、7節、報償費33万円の減額は、コロナ禍により少年野球教室及び体育の日記念スポーツ大会を中止したことによる補正である。2目、体育施設費、12節、委託料47万8千円の減額は、学校プール一般開放事業完了による補正である。14節、工事請負費9万5千円の減額は、アイスアリーナ監視カメラ改修工事等の完了による補正である。3目、学校給食管理費、10節、需用費487万1千円の追加は、給食食材費の値上がりによる賄い材料費228万4千円の追加及び施設用燃料費及び電気料の値上がりによるものである。14節、工事請負費4万7千円の減額は、蒸気回転釜交換工事等の完了に伴う補正である。12款1項1目、元金81万円の追加は、令和3年度借入れ分の確定に伴う償還元金の補正である。2目、利子8万4千円の減額も、令和3年度借入れ分及び金利見直し分の確定に伴う償還利子の補正である。26ページへまいる。13款1項1目、行政費、10節、需用費192万4千円の追加は、庁舎用燃料費及び電気料の値上がりによる補正である。12節40番、職員健康診断委託料1万8千円の減額は、総務費へ一括計上したことによる補正である。14節、工事請負費79万1千円の減額は、庁舎エアコン設置工事の完了による不用額の補正である。4ページへお戻り願う。第2表、債務負担行為の補正、追加となる。農業用水施設管理業務委託については、5年に1度入札を行い、業者を決定しているところであるが、現在4年目である。現在受託している業者の都合により、今年度で受託業務を終了したい旨の申し出があった。令和5年度からの業務委託について、今年度中に入札執行を行う必要が生じたことから限度額を733万7千円として、追加するものである。次の、御影公民館公務業務委託については、5年に1度入札を行い業者を決定しているところであるが、今年度末で5年を経過する。令和5年度からの業務委託について、今年度中に入札執行を行う必要が生じたことから限度額を530万2千円として、追

加するものである。以上が、一般会計補正予算の説明である。なお、特別会計の補正予算については省略をさせていただく。以上である。

桜井議長：第9回定例会において予定されている議案について説明をいただいた。特に質疑があれば受けたいと思うが、何かあるか。

鈴木議員：債務負担行為の関係でお聞きしたいが、5年契約の4年で契約を終わったということは、要は1年全うできなかった。多分入札行為であるので、途中でやめた場合のペナルティがあるのかなのかということと、今後の入札参加資格が出てくるのか出てこないのか、そういう部分の影響も出てくると思うが説明できるものだけお願いする。

山本副町長：5年に1度入札はするけれども、翌年の金額について予定価格を作って入札をしている。2年目、3年目、4年目、5年目は随契でその業者と契約をするというやり方なので、5年間を合わせて入札しているわけではなくて、随契するので、今回の件についても4年目まで毎年1年ずつ契約をしてきたものであるから、4年終わった時点で、本来であればまた随契ということになるのであろうが、受託業者の技術者が退職されて、代わる方がいないので受けられないということの辞退の申し出があった。新たに入札するけれども、当然その業者は資格がないので外れた形で指名をして入札をさせていただく。

桜井議長：他に何かないか。

(「なし」との声あり)

桜井議長：それでは第8回臨時会と第9回定例会の町長からの説明を終わる。次に新体育館建設事業計画についてであるが、暫時休憩する。

【休憩： 14：19】

【再開： 14：20】

・新体育館建設事業計画について

桜井議長：休憩前に引き続き会議を開く。町長からの申し出事項として、次に新体育館建設事業計画について、執行側から説明願う。

安ヶ平課長：社会教育課長の安ヶ平である。本日は体育館建設事業計画について、説明の機会をいただきありがとうございます。令和3年度から着手している体育館建設事業については、令和4年1月に町民検討会議や利用者要望の聴取の遅れ、建設候補地における建築基準法の規制への対応の課題により、年次計画を1年繰り延べし、基本構想・基本設計の策定も令和4年度に繰越しているところである。今年度に入り、町民検討会議の開催、利用者要望の聴取などを行い、基本設計の策定を現在取り進めているところである。建設事業を進めている中で、今年に入ってから建築資材等の急激な高騰により、事業費が増加し今後の推移も見通せない状況となり、計画している実施設計や建設工事等の事業費に大きな影響を及ぼす恐れがあるところである。また、事業費の膨張とともに、町の財政需要の増加に伴う財源の見直しが必要となってきたことにより、令和5年度以降の年次計画を見直し、2年間延期することとなった。これにより、令和5年度の用地取得・実施設計の策定を令和7年度に、令和6年度から令和7年度の建設工事等は令和8年度から令和9年度に、令和7年10月の供用を令和9年10月に変更するものである。この年次計画の変更は、

11月に開催した体育館建設庁内検討会議での決定を受け、11月28日に開催する町民検討会議で説明するところである。なお、建設候補地を所有しているホクレン農業協同組合連合会には、不動産譲渡スケジュールの変更申出をしているところである。次に、体育館建設規模・事業費とその財源について、ご説明する。基本設計策定に係り、体育館の平面案等を町民検討会議や利用団体に示したうえで、利用団体要望を聴取し、建設規模や建設費を試算したうえで、建設規模を3,300㎡程度とした平面案で取り進めている。建設面積については、現体育館の2,936㎡よりも10%程度増えるが、現柔道場の364㎡と合わせると同程度の規模となっている。また、脱炭素を目指した建築とし、ボイラー等を使用しないエアコン暖房や電気給湯、太陽光発電の設備などを検討している。平面図案については、別紙のとおりお配りしているが、第1競技場は現在のバレーボールコート2面分からバスケットボールコート2面分に拡大する一方、第2競技場は柔道1面分と卓球兼剣道の1面分にとどめ、現在の第2競技場と柔道場の競技面積から縮小している。また、ホールやトイレ等については、現在よりもゆとりのある面積を確保し、スポーツをしない時でもくつろいでもらえるように考えている。一方、事務室や機械室関係については大きく見直し、効率化を考え集約や屋外の利用をしている。利用団体との協議においては、十勝大会等を想定した第1競技場の拡大や活動人数の増加や専有面積の確保による第2競技場の拡大要望等があったが、競技場については、日常の活動ができる面積とし、大規模大会や活動人数の増減等に対しては、学校体育館を活用してもらうことや、利用場所の調整を行ってもらうことにより一定程度の競技面積とすることでご理解をいただいている。次に、その事業費と財源についてであるが、推計概算事業費は、総事業費で23億9千万円と試算している。内訳としては、建設・電気・機械・備品に21億円、実施設計・監理に7千万円、用地取得に6千万円、外構工事に1億1千万円、道路新設に5千万円である。なお、建築に係る事業費は現在の試算であるので、今後の金額変動分については考慮されていない。これに対する財源であるが、過疎対策事業債で11億3千万円、公共施設等建設基金の取り崩しで10億6千万円、学校施設環境改善交付金ほかの補助金等を2億円として、見込んでいるところである。建設事業費と財源については、今後の金額変動等を注視しつつ、更なる縮減が必要となってくると考えている。最後に、今後のスケジュールについてであるが、現在、利用者要望に対する検討にかなりの時間を要し、町民検討会議の開催等が遅延しているが、会議をこの後12月にかけて開催し、基本設計に対する意見をいただき、基本構想・基本設計案の策定を12月中に行い、1月にはパブリックコメントにて更なる意見をいただき基本設計を決定していく予定である。以上、体育館建設事業計画についての説明とさせていただきます。

桜井議長：新体育館建設事業計画について、今後の見通し等について説明いただいた。特に質疑があれば受けたいと思うが、何かないか。

中島議員：内容云々ではないけれども、私共議会議員としてはこの場で進捗状況は認めるとか認めないとかではなくて、今こうなっているのだなというのは理解できる。町民に対してどういう形で、書面に沿ったものを、町民に対していつどのような形で示していくのか。今、議員としては聞いた。関係者も話は聞いていると思う。ただ、一般的な町民の方に対しては、こういう変更についてどういう形で周知していこうとしているのかをお聞きしたい。

安ヶ平課長：基本設計案、事業計画の見直し、財源についてはご説明したとおり町民検討会議、利用団体の方には今後説明していくところである。一般の町民の方については、基本設計案を策定した時にパブリックコメント、もしくは町の広報を使ってお知らせしていきたいと考えている。今予定しているのは12月15日発行の広報に折り込みして周知していきたいと思っている。

中島議員：周知の仕方は色々あると思う。これはある部分では計画が変更されるわけであるから、行政報告等で議会である程度、今ここに示されている、課長が説明されたようなことを、そういう形をとっていってはいかがかと思うが。書面と口頭での説明は違うので、その辺についてそのような考え方はできないか伺う。

山本副町長：行政報告については、これまで新体育館の建設に関しての行政報告、計画を行政報告の中で明らかにしたことはないという認識である。確かに議員おっしゃるように変更ではあるけれども、私共としてはあえて現段階では行政報告をする考えは今のところ持っていない。広報等で書面になるけれどもお知らせをして、また、実施設計等の状況、2年後になるけれども、その時点で必要に応じて行政報告等を考えてまいりたいと考えている。

中島議員：実際に検討委員会なのかどういいう会議だかわからないけれども、体育系の団体の方からは会議の中で、あまりいい状況ではないと耳にしている。ということは、色々な方の意見を聞いたで終わっている。聞いた結果それぞれの意見、色々な団体、色々な方のそういうものが実際にどの程度反映されているのか。過去には若干関わっていたけれども、今は完全にそちらの者とは関りをもっていないので、詳しくはわからないけれども、私は大きなものを期待しているわけではないのだが、50年間同じものを使う。そういうことを考えたら大きくすればいいということではないし、贅沢なものつくればいいということではないけれども、今、町で言っている交流人口だとか定住だとかいうことを積極的に取り組んでいる中で、なぜ、体育館をそういう一つの施設として絡めて考えていっていいのではないかと思っている。だからそういう部分では色々な形で努力しているのがアリーナもその一つだと思う。それからいくと何か、こっちはこっち、こっちはこっちという考え方で町づくりの一つのメインを上げて色々な部分で努力されているところがある。そういう部分から言ったら体育施設も50年に1度のものであるから、そういうものを絡めていくのが本来だと思うので、何か建てたら悪いとか年度遅らせたのが悪いとかいうのではなくて、何かこうすっきりしたことが耳にして入らないものであるから、もうちょっと基本設計を策定してしまって結局この年度から言ったら、執行側もだし私たちも言える立場にいるかどうかかわからないわけである。これだけ遅らせると。そうしたら逆に一回切って、改めて協議するという形になってくる可能性もあるのかなというふうに思っているけれども、それらについて、今自分たちが絶対決めなくてはならないという、そういう思いでやっているように思うけれどもそのへんはいかがか。

安ヶ平課長：7月、8月にかけて町民検討会議の中で、まずは利用団体の意見をきちんと受け入れた案にするべきだという声があり、利用団体の意見、要望については一定程度の理解を頂いた中で体育館の平面案、規模としている。こちらについては11月18日に意見をいただいた団体の方にはお返しして、平面案については概ね了解を頂いている。一方、今質問があった交流人口、定住促進に係る考え方については十分な返答ができていない状況である。

中島議員：これ自体が行政報告云々、変更になったことに対してしない部分であったけれども、体育館の建設については当初予算で協議する場があった。これについては全く協議する場はないのか。変更については、変更しましたというだけで。先程副町長が言ったように当初予算で委託費の中で協議する場があった。変更は全くない。予算的に出てきているわけではないから。あえて先程申し上げたのはそういうことである。せつかく20億、24億くらいであるけれども、2年、3年後になったら5割アップくらいになるのではないか。それを期待しているわけではない。その辺から言って金目のことは全くわからないけれども、概算で言って検討する。

その枠内でしかできない。これは話し合いにならないのではないか。あちこちで体育館建てているわけだから、そういうものをある程度参考資料として、大ききなものも、そういうものも、建てたやつはもう少し安かった時代だから参考にならないかもしれないけれども、そういう不安の要素で2年延ばすことを悪いとは思っていない。より良いものをとということで2年延ばしてもという思いはないわけではないが、何かすっきりしない。どこから24億とでてきたのだろう。それを頭から言って検討して、協議して、設計業者にもタガをはめて基本計画建ててと。そしてこちらでは色々な意見を聞いたと。何か一貫性がうまくいっているのかどうか疑問を持っているからわけのわからない言い方になっているが、そういう事から言ったら少なくとも議会で協議するような状況にあってもいいのではないかと。賛成とか反対とかいう状況ではないけれども、わかりやすい流れというのを今一度考えて今後進めていただきたいと思うがいかがか。

山本副町長：これまで様々な利用団体、体育関係団体の方とお話しをさせていただき色々な意見を頂いた。体育館単体ではなく将来的には交流人口等に結びつくような施設の考え方をもったうえで体育館も設計すべきだし、場合によっては宿泊研修施設的なものも必要ではないかといった声は確かにある。体育館を複合的な施設として考えた時に、事業費のことを言って申し訳ないけれども、私共の町、人口規模でいって、これまで近い人口規模、小さい町もあるけれども20億以内の体育館が主であった。昨今の状況によって、20億を超えるような体育館というのはなかなかこれまでではなかったということで、私共もこれだけ急激に建築費が高騰するという事は考えていなかった中で、最終的には財源をどこに求めるかという部分を一番悩んだところである。建築費が高くなったことによって補助金も多くもらえるようになるかという、なかなかそこは難しい部分がある。そういった中で総合的に判断させていただいたのは、体育館と宿泊研修等の交流施設等を一旦切り離して考えさせていただきたいということで話をさせていただいたところである。一緒に考えるべきだという発言をされている方は当然いらっしゃるし、そういった方については私共の考えを十分理解できないといった部分もあるのだろうと思っているけれども、現段階で一緒に長期的な年次計画をもって施設なり建築費なりの提示をできかねるという部分のご理解いただきたいと思っている。今現在の24億程度の金額であるが、現段階でこの施設を造った場合の工事費としては、概算であるけれども設計業者等と詰めて現段階では大きな開きはないであろうと、ただ今後、2年かけて更に物価上昇が続けばこの金額では収まらないといった部分も当然あるので、そういった部分は今後も注視しながら全体の計画というものを必要に応じて見直すべきこともあるといった考え方は持っている。答弁になっていないかもしれないけれども以上とさせていただきたいと思う。

中島議員：しつこく喋るのは控えなければならぬと思っているが、今たまたま宿泊云々という話が出てきた。今24億と宿泊施設との絡みというのは、これは当然副町長が話したとおりの無理な話であろうと思う。逆に言うと、これは教育委員会の担当ではないけれども、宿泊施設を建てた場合、建てようとした時に国なり、道なりにどういう制度があるかと、どういうふうになればそういうところから補助等々をもらえるような制度があるのか。これが財政のほうの役目ではないかと。まずこれをやらせてくださいと、これ終わってからこうしましょうというのはほとんどやらない。そういうことからいくと、やるからには総体的な計画の中で財政的に厳しいからこれはこう、全体の計画というのは宿泊も含めて、この間新聞でも町長はその必要性は認めていたようであるが、そういうものも全く別個じゃなくて、一括として、時代が変わっても計画に沿って進めるのだと、それこそ町民にそういうふうになっていくのだと夢を持たせてもらえると思うのだけれど、これでとどめたいと思うので、他の思いはあるけれども、何かそういう今一度、財政の裏、どこからか色々応援してもらえる事業等々はないのかという部分を、今一

度財政当局でも積極的な情報収集をしてもらいたいということを申し添えて終わらせていただく。

副町長：当然、少しでも自主財源を減らして国、道から補助なり助成を頂けるように、町長含めて職員最大限努力してまいりたいと考えているので、ご理解いただきたいと思う。

鈴木議員：確認であるが、3,300㎡程度ということで関係団体については皆さん理解していただいたということであるが、私聞いているうちではそんな話もと言っている人も多かったり少なかったりというか、そこがどうなのかとここで聞いても私も又聞きだし、町民検討会議は我々議員の知るべき範囲外だと思っているので、町民検討会議でしっかりと話をもう一度確認をしてほしいというのと、令和4年度は利用者要望の聴取、パブリックコメントをこれからやると、基本構想及び基本計画の策定となっているけれども、これを4年度にやって次の用地取得、実施設計は令和7年度、今回令和4年度で決まった部分はもう2年間動かさないで令和7年度に実施設計をしていくということか。それとも、この2年間もしっかり有効活用して町民検討会議を更に開催を重ねて新たに何かしていくという考え方。どっちなのだろうか。

安ヶ平課長：利用者の要望、利用団体の要望であるが、8月におよそ70団体の方に、スポーツ団体、社会教育の文化団体、職域の団体、教育関係団体の方に呼びかけして、参加いただいたのはそのうちの24団体であった。24団体の要望全て受け止めて、例えば十勝大会ができる規模にしてほしいとか、大きな意見があった。そのうえで色々な建設費の試算などもしたうえで、役場庁内としてはこの3,300㎡程度というような方向付けをして、財政的な裏付けも含め、更に利用団体と個別に11月に入ってから協議している。大きくして欲しいと、何とかこの大きさでできないだろうか、協議をしてそこについてはご理解をいただいている。学校体育館を使ったり、第2競技場だったところを第1競技場を利用したりすることができるということで了解いただいている。了解いただいたうえで先週18日に意見頂いた24団体全てに声かけして、こういう検討結果であると説明している。18日の会議の時には競技場の大きさ等については新たな要望というのはいただいている。それ以外の部分で、もう少し諸室を広くして欲しいとか若干のご意見は頂いているが、それは今後、町民検討会議も含めて更に設計変更というか内容のほうを更正できるか今後検討していくところである。次に基本構想、基本計画の策定であるが、現在のところは本年度に一度完成させて一旦そこで区切る。それを基にして令和7年度の実施設計に2年間空くが、空いた期間どのように進めていくかについては現在まだ検討はしていないところである。

鈴木議員：建設費の高騰は、私も副町長の考え方と同じで今やるべきではないかなと。ただ、2年後はもしかしたら高騰しているかもしれないと危険なところもあるので、もしかしたら3割、4割上がっていったら3,300㎡が3,000㎡くらいになっているかもしれないというくらい恐ろしいことになるかなと思いつつも、2年延期するというのが決まりなのか、それとも2年程度ということで考えていくのか、現在、例えば国際的に戦争がまだ行われているとか色んなところがたくさんありすぎて、こんな小さな町でも影響を受けているというのは残念な話である。とは言いながらそういうのを明確に見極めて1年、2年我慢しただけで大分違うのであれば、その時にまた判断しなければならぬのかなと思う。とは言いながら体育館も色々な機能を兼ね備えている。災害だったりいっぱいあって、町としても待たなしのところもあるので、非常に難しさを執行側も大変心苦しいし、すごく不安なところもあるのだからと思うけれども、ただ、2年間は空くわけであるから、ここを検討会議で、はい決まりと言って検討会議がちゃんとやっているかどうか

というのは色々な声も聞こえてくる。ただそれは勝手に聞こえているだけだから私は正式に何も言う必要は当然ないのであれだが、しっかりとこの2年間は無駄にせず、まずは継続してまちづくりも含めて検討できる、議論を交わして町民一丸となった体育館づくりを目指してやってほしいと要望がある。それを要望として終わりたいと思う。

副町長：何年伸ばすかというのも我々も悩んだ。ただ、意見を皆さん、利用団体、関係者から頂いて、回答する上で、伸ばしたいけれども2年程度と言ったら、2年なのかもちょっと伸びるのか不安な部分もあるので、私共は一旦区切りとして、2年間という区切りを付けさせてもらって、皆さんにご理解をいただいた。延ばすということは、一定程度これまで意見を頂いた方には2年という区切りをつけてお話しをさせていただいて、一定程度理解を得たと思っている。最終的には来週28日に検討会議の皆さんにこれまで利用団体からいただいた意見に対して回答して、その皆さんも一定程度理解いただきましたといったことを全体の会議で示させていただきたいと思っている。この2年間、今後も色々な意見をもらうこともあろうかと思うけれども、いつまでも委員の皆さんにずっと引っ張っていくのもご苦労かける部分があろうかと思うので、一旦区切りを付けさせてもらって、また必要に応じて、状況が変化すれば改めて聞く機会がある可能性はあるけれども、今の時点で引き続きそのまま残しておくということにはならず、一旦区切りを付けさせていただきたいという考えを持っている。

桜井議長：他に質疑ないか。

(「なし」との声あり)

桜井議長：それでは、新体育館の件はこれで終わらせていただく。以上をもって執行側からの申し出事項については3件全て終わったので、ここで執行側には退席いただく。暫時休憩する。

【休憩： 14：59】

【再開： 15：08】

(2) 議会運営委員会からの報告事項について

桜井議長：休憩前に引き続き会議を開く。次に議会運営委員会からの報告事項について協議をする。まず、12月定例会議案の審議方法について、並びに審議日程の見通しについて、議会運営委員会委員長から報告をいただく。

中島議員：1つ目の定例会議案の審議方法についてであるが、条例の一部改正、補正予算、一般議案は、今までと同様に本会議審議とすることとした。次に日程の見通しについては、12月6日に開会をして15日までの10日間を現在のところ予定としている。日付の割り振りについては、12月6日議運の委員長報告、行政報告、請願は現在のところないので、委員会調査の報告、これについては職員給与等調査特別委員会、所管事務調査について総務産業、厚生文教常任委員会の報告ということで6日の初日、そして12日、13日で一般質問を予定したいと思う。15日に条例の一部改正9件、条例の廃止1件、一般会計以下5会計補正予算、所管事務調査の申し出、これについては広報広聴常任委員会ということで審議している。なお、一般質問の通告期限としては11月29日12時となる予定であるので、通告を頂いた後、午後から議会運営委員会を開会し、最終的な日程を決定していきたいと考えている。以上2件の報告とする。

桜井議長：委員長から報告あったとおり、12月定例会の審議方法、並びに審議日程の見直しについて説明をいただいた。何か質疑あればお受けしたいがあるか。

(「なし」との声あり)

桜井議長：それでは質疑なしとする。続いて令和4年人事委員勧告に基づく期末手当の取扱いについて、委員長から報告いただく。

中島議員：令和4年人事院勧告に基づき、令和4年度からの期末手当について現行4.3ヶ月を4.4ヶ月に改正するものである。資料は別紙に添付しているが、議会においては議会活性化特別委員会の調査報告の中で人事院勧告に準じた支給月数に改めることになっている。支給については現在6月と12月にそれぞれ2.15月の支給を2.20月に内容である。令和4年度は6月に2.15月で支給済のため、12月分は2.25月分とする内容である。実施については職員給与の条例改正に合わせて進める。これについては11月30日臨時会に提出、審議いただく予定になっている。

桜井議長：令和4年人事委員勧告に基づく期末手当の取扱いについて報告いただいた。これについて何か質疑があれば受けたいが、何かあるか。

(「なし」との声あり)

桜井議長：質疑なしとする。続いて、清水町議会の個人情報の保護に関する条例案について委員長から報告いただく。

中島議員：町議会の個人情報の保護に関する条例案について、令和3年5月、個人情報の保護に関する法律が改正され、行政機関と独立行政法人等の個人情報保護制度についても法律において全国的なルールに統合され、地方公共団体及び地方独立行政法人は、令和5年4月1日からこの法律の適用を受けることとなった。ただし、地方議会はこの法律の適用除外となるため、独自の個人情報保護制度を議会ごとに設けることが必要となり、この条例を制定するものである。補足説明を事務局より説明願う。

田本局長：これまで町の方で個人情報の保護に関する条例を定め、議会も含めて町の個人情報の保護についてルールを決めていた。今回、令和3年5月に行政機関、独立行政法人、一般の個人情報の法律別々にあったものを一本に統合し、行政機関についても一般の取り扱いと同様に一つの法律で対応するということになったが、国会と裁判所、国の機関の方で法律からこの機関を除外するという流れの中で、地方議会についてもこの法律の部分から除外することになった。地方議会についてはそれぞれで条例を定めて法律の主旨に沿った対応をすることになり、今回その条例の制定の準備を進めてきたところである。今回、総務省と国の個人情報調査委員会というところが、市町村議会で確定をすることが望ましい法律の案を提示している。今回、それをベースに本町の条例案を検討したわけであるけれども、町の方でも法律に沿っての取り扱いの一部について、規定する必要があるものについて、条例を提出する予定となっている。それに合わせて一部赤字で書いてあるところが町側の制度に合わせた、清水町議会としての対応ということで、審査請求等があった時の対応する日数の期限だとか、あるいは請求に係る手数料等の定めについて一部調整を行っている。なお、当初こちらの条例については、12月定例議会で提案ができればということで審議をいただいて、4月1日からの施行ということで考えていたが、現在、町側の条例案に対する関係機関への内容確認がまだ完了していないところとなった。町側の方の条例案が12月提案を見送ら

れたということで、議会側についても、あらかじめ議会運営委員会の中で内容を検討いただき、提案の準備を進めてきたけれども、こちらについても3月の議会に合わせて対応していくことになるというふうに考えている。今回その案についてご説明、ご提示したけれども改めて3月の定例前に、新しい体制の議会運営委員会、全員協議会の中で確認をしていきたいと考えている。

桜井議長：清水町議会の個人情報の保護に関する条例案についてと、今後の進め方について説明があった。これについて何か質疑があればお受けするが、何かあるか。

（「なし」との声あり）

桜井議長：質疑なしとする。続いて議会モニター会議の開催結果について、議会運営委員会委員長から報告いただく。

中島議長：議会モニター会議の意見交換概要を別紙のとおりまとめたので、参照いただきたい。なお、11月15日発行の議会だよりに掲載済である。

桜井議長：議会モニター会議の開催結果について、今後の進め方について報告があった。これについて何か質疑あるか。

（「なし」との声あり）

（3）職員給与等調査特別委員会の委員会調査報告について

桜井議長：質疑なしとする。次に職員給与等調査特別委員会の委員会調査報告について、特別委員会委員長から報告いただく。

中島議員：職員給与等調査特別委員会の委員会調査報告について、令和2年第6回清水町議会定例会において、職員給与等の算定等の誤りについて調査する目的で本委員会が設置され、調査を重ねて令和3年第2回定例会の中で中間報告を行った。令和4年10月4日に、職員側から町に対して訴訟が提起された旨の報道がされ、同10月12日開催の全員協議会の中で、町から経緯について説明があった。本委員会が調査を進めていた一部職員の初任給算定についての疑義は、司法の場で適法な取り扱いについて判断されるため、本件に対して議会の審査が及ばない状況になったことから、本委員会では中間報告以降のこれまでの経過について確認を行ったうえで調査を終了することとし、12月定例会において委員会報告を行うこととした。詳細については資料があると思うが事務局から概要説明をお願いします。

田本局長：委員会調査の報告について、資料としては本会議で報告する冊子と、中間報告と最終報告の比較表を配布させていただいている。基本的には中間報告の内容にその後の調査等で確認したものを加筆、一部修正をする形で報告書の更正をしている。比較表のほうで説明申し上げる。中間報告以降訴訟提起の経緯、調査の部分で追加の確認を行ったうえでの報告となっている。2ページ目には調査の期間として令和4年11月14日まで、計11回の開催を行ったと報告している。その後調査に至る経緯以降、4の中間報告までの調査の経過、見出しは一部直しているけれども内容については中間報告までの調査内容を記載している。5ページの5番、中間報告以降についての調査ということで、調査実施の経緯ということで示している。まず、町及び職員組合等から、職員給与等の算定等の誤りの事案についての経過の事実関係を確認し、以後の労使間の協議の推移を確認するため、調査終了とはせず、令和3年第2回定例会の中で中間報告を行ったと。中間報告以降、

町及び職員組合双方の考え方に動きはみられなかったが、令和4年10月4日に職員側から町に対して、給与の不支給分の一部の支払いを求める損害賠償請求訴訟が提起されたことが明らかとなり、令和4年10月12日の全員協議会において、専決処分を行った補正予算の説明の中で、令和4年9月27日に釧路地方裁判所帯広支部から呼び出し状などが送付され、本町に対して町職員5名から、損害賠償請求に係る訴えの提訴がなされた旨の説明がされたことから、同日に特別委員会を開催し、改めて、中間報告以降の町と職員組合との協議経過について調査することを確認したというふうに行っている。町からの調査内容ということで、令和4年10月17日に行った調査の内容を、それ以降、令和3年12月22日、令和4年3月29日の出来事について報告を受けた旨の記述をしている。そして、町からの調査内容を受けて、その内容に間違いがないかということで、職員組合への確認ということで、町から中間報告以降の組合との協議経過の説明を受けて令和4年10月17日に内容について認識の相違がないか2人の組合執行委員に対して委員長から口頭で確認をしたということで、確認の結果、令和3年12月22日の団体交渉からの協議において、町としては初任給の当初の格付けに誤りがないとの考えに変わりがないとの認識であること、双方の主張が合わず、継続して協議を行い、町側から一方的な打ち切りはしないこと、組合側から給与の問題についてどちらの主張が正しいのか、判断を第三者に委ねるため、訴訟について検討しているとの話があったこと、この3点について認識が一致していたと、ただ、②の確認については組合側では令和4年2月3日に行ったということで一部は日付については違っていたけれども内容自体に違いはなかったという報告になっている。8ページ、調査を受けた対応ということで、町からの調査と職員組合への確認を経て、令和4年10月18日に委員会を開催し、特別委員会の対応について協議を行った。中間報告までの調査により、経過は概ね確認でき、更なる実態の把握や問題点の指摘と原因の究明、町民への説明責任を果たすための議論を深め、必要に応じて進めることにしていたが、今回の町に対する提訴により、議会特別委員会がこの問題について調査すべき内容は、司法の判断に委ねられることとなったことから、報告書をまとめて特別委員会の調査を終了することになった。結びとして、本委員会としては、調査の結果に基づく結論を導き出すことができなかったが、司法の判断に基づいて初任給決定等の信頼が確保され、職員が安心して職務に向き合うことにより、住民サービスの向上につながる環境が確立されることを期待し、調査報告とするということで、報告書をまとめている。それ以降資料ということで、調査の経過、制度等について添付をしているけれども、その部分の中間報告以降の調査、第8回、令和4年10月12日、第9回調査、令和4年10月17日、そして委員長による聞き取り調査、令和4年10月17日、更に令和4年10月18日に開催をした委員会、そして報告書の内容を最終的に確認をした11回目の11月14日の委員会の経過を追記して報告書全体の構成としている。なお、お配りした報告書、日付が令和4年12月6日ということで、開会日当日の日付にしているが、こちらについては委員長から議長への報告の提出日ということになるので、これよりも以前の日いち、全体でご確認いただければその日以降ということで、日付を修正して本会議に提出という形になろうかと思う。

桜井議長：職員給与等調査特別委員会からの12月定例会における最終報告についての説明があった。これについて何か質疑があればお受けしたいが、何かあるか。

(「なし」との声あり)

(4) その他

桜井議長：質疑なしとする。続いてその他、今後の日程について事務局から説明願う。

田本局長：本日の全員協議会の際に、議案と共に一般質問通告のご案内を差し上げている。
11月29日9時から一般質問の通告受け付けを行うので、これまでと同様にチラシの質問要旨等ご準備いただき通告の時間にお越しいただきたいと思う。先程、報道機関2社から議員の皆様の写真撮影ということでお願いをしている。まだ写真の撮影をされていない方については、この会議終了後に撮影に応じていただきますようよろしくお願いいたします。

桜井議長：今後の日程等について報告があったが、このとおり進めることでよろしいか。

（「はい」との声あり）

桜井議長：それではこれで全員協議会を閉会する。

【閉会 15：31】